



# 身軽になつてがんばります

④使用料等の見直し  
 区が行っている各種の事務事業の中には、住民全体に対しての利益が大きいものがある。特定の住民が特別に利益を受けるものがある。特定の住民が特別に利益を受けるものがある。特定の住民が特別に利益を受けるものがある。



住区施設の管理運営委員会です。住民自主管理を通してコミュニティの輪が広がっています。

税の自然増収が豊富であった時代には、行政はサービス範囲を拡大してゆきその結果「行政の肥大化」という現象をもたらしました。

高度経済成長期のように、区が設置した各種の施設は、本来の目的を有って活用されなければならぬ。しかし、なかには時の経過により本来の用途以外に使用

⑤事務事業の廃止  
 自治体の行政改革は、行政サービスの範囲をどう考えるか、ということが重要なテーマとなります。

⑥施設の有効利用  
 区が設置した各種の施設は、本来の目的を有って活用されなければならぬ。しかし、なかには時の経過により本来の用途以外に使用

## 昭和61～63年度の改革事項

### ①事務事業の民間等への委託

昭和61年度	昭和62年度	昭和63年度
<ul style="list-style-type: none"> <li>区広報紙「あだち広報」のレイアウト</li> <li>中央本町庁舎の庁舎管理・監視警備・駐車場管理</li> <li>区内交換車の運行(区内施設交換、庁舎間交換)</li> <li>特別区税の収納滞り対策の作成</li> <li>小・中学校の給食調理</li> <li>手話奉仕員の派遣事業 (社会福祉協議会へ)</li> <li>マッサージ券の支給事業 (社会福祉協議会へ)</li> <li>ボランティア養成講座 (社会福祉協議会へ)</li> <li>老人福祉ボランティア事業 (社会福祉協議会へ)</li> <li>老人バス交付事務 (社会福祉協議会へ)</li> <li>家庭福祉員事業 (社会福祉協議会へ)</li> <li>児童の緊急一時保護 (社会福祉協議会へ)</li> <li>地域図書館の運営 (コミュニティ公社へ)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本庁舎の駐車場管理</li> <li>小・中学校の給食調理</li> <li>地域図書館の運営 (コミュニティ公社へ)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>コンピュータのシステム設計</li> <li>保育園の給食調理</li> <li>在宅福祉サービス事業 (社会福祉協議会へ)</li> <li>小・中学校の給食調理</li> </ul>

### ②事務処理のO A化

<ul style="list-style-type: none"> <li>全庁関連事務のシステム化・オンライン化・漢字化</li> <li>人事・給与事務のオンライン化</li> <li>公害健康被害補償法に基づく認定給付事務のコンピュータ化</li> <li>生活保護事務のコンピュータ化</li> <li>児童保育室保護者負担金の収納関係事務のコンピュータ化</li> <li>戸籍見出し情報のコンピュータ化</li> <li>戸籍原本の保管方法の機械化</li> <li>保存文書のマイクロ化</li> <li>住居表示台帳のマイクロ化</li> <li>行政広報におけるニューメディア導入の検討</li> <li>ファクシミリ伝送システムの導入(全出張所→本庁舎)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>予算編成事務のコンピュータ化</li> <li>学校備品管理のコンピュータ化</li> <li>行政広報におけるニューメディア導入の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政広報におけるニューメディア導入の検討</li> </ul>
---	--	--

### ③事務処理の簡素化・合理化

<ul style="list-style-type: none"> <li>出張所の再配置</li> <li>障害福祉施設の心身障害福祉センターによる体系的運営</li> <li>排水場の管理体制の改善</li> <li>貸付事務窓口の統合</li> <li>試験検査業務の集中化</li> <li>各種土木助成事務窓口の統合</li> <li>児童保育室の住区施設への吸収</li> <li>文書管理の簡素化</li> <li>生活保護世帯の給食費の支給方法の変更</li> <li>中央本町庁舎のビル電話導入</li> <li>本庁舎の宿直・監視の一元化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>小・中学校の適正配置</li> <li>排水場の管理体制の改善</li> <li>貸付事務窓口の統合</li> <li>区営施設の維持・補修管理の一元化</li> <li>児童館・老人館の住区施設への吸収</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保育園の適正配置</li> <li>障害福祉施設の心身障害福祉センターによる体系的運営</li> <li>排水場の管理体制の改善</li> <li>各種福祉手当支給事務窓口の統合</li> <li>児童保育室の住区施設への吸収</li> <li>コンピュータのオープン利用化</li> <li>勤労者共済会の独立法人化</li> <li>小・中学校の適正配置</li> </ul>
---	--	---

### ④使用料等の見直し

<ul style="list-style-type: none"> <li>使用料、手数料</li> <li>補助金</li> <li>児童保育室保護者負担金</li> </ul>		
---	--	--

### ⑤事務事業の廃止

<ul style="list-style-type: none"> <li>国民年金臨戸検認</li> <li>法外援護事業(一部)</li> <li>手話広報</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>移動図書館</li> <li>結婚相談</li> </ul>	
--	---	--

### ⑥施設の管理の合理化

<ul style="list-style-type: none"> <li>職員寮の自主管理化(一部委託)</li> <li>保母寮の一部廃止、残存寮の自主管理化(一部委託)</li> <li>公園の住民自主管理化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童館・老人館の住民自主管理化</li> <li>公園の住民自主管理化</li> <li>区民福祉センターの見直し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童館・老人館の住民自主管理化</li> <li>公園の住民自主管理化</li> </ul>
---	---	---

### ⑦施設の有効利用

<ul style="list-style-type: none"> <li>公園内管理棟の撤去</li> <li>廃止排水場</li> <li>区有財産(土地・建物)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公園内管理棟の撤去</li> <li>廃止排水場</li> <li>区有財産(土地・建物)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公園内管理棟の撤去</li> <li>廃止排水場</li> <li>区有財産(土地・建物)</li> <li>小・中学校の空教室の災害対策用備蓄倉庫としての利用</li> </ul>
---	---	--

### ⑧給与等の適正化

<ul style="list-style-type: none"> <li>退職金の支給率の引き下げ</li> <li>特殊勤務手当制度の見直し</li> <li>夏季休暇の見直し</li> <li>タイムレコーダーの導入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>退職金の支給率の引き下げ</li> <li>夏季休暇の見直し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>退職金の支給率の引き下げ</li> <li>夏季休暇の見直し</li> </ul>
---	--	--

### ⑨組織・機構の簡素化と合理化

<ul style="list-style-type: none"> <li>総務部、区民部、福祉部および保険児童部の再編整備</li> <li>庁舎建設主幹の廃止</li> <li>衛生部主幹の廃止</li> <li>土木部主幹の廃止</li> <li>都市環境部次長の廃止</li> <li>保健所の庶務課と衛生課との統合</li> <li>障害福祉施設の心身障害福祉センターによる体系的運営</li> <li>出張所の再配置(25出張所→15事務所、2分室、1サービスセンター)</li> <li>地域図書館の公社委託</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域図書館の公社委託</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉事務所の再編整備</li> <li>交通安全対策課の廃止</li> <li>勤労福祉対策室の廃止</li> <li>障害福祉施設の心身障害福祉センターによる体系的運営</li> <li>社会教育部の再編整備</li> </ul>
---	--	---

### ⑩審議会等の整理統合

<ul style="list-style-type: none"> <li>老人福祉電話選定委員会の廃止</li> <li>老人クラブ助成審査会の廃止</li> <li>小売り市場使用者選考委員会(常置→その都度設置)</li> </ul>		
---	--	--

### ⑪定員管理の適正化

<ul style="list-style-type: none"> <li>事務事業の見直し、民間等への委託、事務処理のO A化、組織の統合および労務系職員の退職不補充等により、昭和61年度を初年度とする大綱策定期間に341人を削減する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>135人減</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>139人減</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>67人減</li> </ul>
---	---	---	--

自治体の組織・機構は、行政需要の変化の中で、複雑と合理化に努めてきました。ところが、高度成長時代には、新しい行政需要に対応するための組織の刷新、拡大などに、組織の肥大化をまねき、その種類が増えています。

区は、組織・機構の簡素化と合理化に努めてきました。ところが、高度成長時代には、新しい行政需要に対応するための組織の刷新、拡大などに、組織の肥大化をまねき、その種類が増えています。

これらについては、表情に進めるためには、職員定数の見直しが必要です。今後とも、研究の充実、人事管理の適正化、中・長期の観点に立った採用計画等を考慮に入れながら、定員管理の適正化をはかっています。